

# 業務委託契約書

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、山梨県立中央病院において死亡した患者に係る死後の処置等について、次のとおり業務委託契約を締結する。

## (総 則)

第1条 本契約は、甲の施設内において死亡した患者の死後の処置と見送り（以下「処置等業務」という。）に関する業務の内容及び範囲を定め、乙の遵守事項等を定めることを目的とする。

- (1) 業務の名称 山梨県立中央病院死後処置等業務
- (2) 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施場所 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院内
- (4) 年間予定件数 988件

第2条 乙は、甲の定める仕様書等に従い、誠実に業務を遂行しなければならない。

## (委託期間)

第3条 業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (委託料)

第4条 委託料の額は、1件あたり 円とする。

## (契約保証金)

第5条 契約保証金は第4条の委託料に1000を乗じた額の100分の10以上とする。

2 乙は、前項の契約保証金を契約日までに納付すること。ただし、地方独立行政法人 山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第3号に該当する者については、これを免除する。

2 甲は、乙の契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、瑕疵担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

## (委託料の支払い)

第6条 乙は、前月分の委託料として第4条の委託料に消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）へ処置等業務を実施した

件数を乗じた額を甲に請求するものとする。ただし、当該金額に1円未満の端数が生じた場合にはその端数金額は切り捨てるものとする。

2 甲は、前項による支払いの請求があったときは、乙の業務履行を確認ののち適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第7条 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に100円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約に定める権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

(機密の保持)

第10条 乙又は乙の従業員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(義務及びサービス)

第11条 乙及び乙の従業員は、本契約に基づき誠意をもって業務を行うものとし、病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、患者及び外来者等に不快感を与えないよう心掛けるものとする。

(業務上の責任及び損害賠償)

第12条 乙は、業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲から必要な指示を受け、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(労働法上の責任)

第13条 乙は乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は乙が次の各項に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めたとき。
- 二 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき、又はあると甲が認めたとき。
- 三 故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- 四 乙から本契約の解除の申出がされたとき。
- 五 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 六 その他、この契約に違背したとき。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の日から10日以内に乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲にその損失の補償を求めることができない。

（個人情報の保護）

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の引継ぎ）

- 第16条 乙は、業務期間の満了又は第14条の規定により契約解除となった場合、乙以外の者が山梨県立中央病院における新たな処置等業務を受託するに至ったときは、その次の受託業者による業務を円滑に継続できるよう、次の受託業者に適切かつ速やかに業務内容に係る引継ぎその他の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、次の受託業者に引き継ぐべき内容その他の措置を指示することができる。

（その他）

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(長期継続契約)

第 18 条 この契約は、地方独立行政法人山梨病院機構会計規程第 4 1 条第 2 項に基づく長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めてない事項又は、疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目 1 番 1 号  
山梨県立中央病院  
院長 小嶋 裕一郎 印

乙

印

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。